

長田区制 80 周年記念事業補助金利用の手引き

目的

長田区制 80 周年を記念し、地域団体、ボランティア団体、NPO 等が実施する、区制 80 周年を盛り上げる事業に対して補助金を交付します。

対象者

長田区内で活動する地域団体、ボランティア団体、NPO 法人等、長田区にゆかりのある団体が対象です。

補助対象事業

以下の条件を満たす事業が対象となります

1. 主に長田区民を対象としていること。
2. 宗教的活動や政治的活動でないこと。
3. 法令や公序良俗に反しないこと。
4. 長田区制 80 周年を盛り上げる内容が含まれていること。
5. 地域コミュニティの活性化、地域の魅力向上、健康づくりの促進、青少年の健全育成、地域間及び世代間交流の促進などを目的とし、営利を目的としないこと。

事業の実施期間

事業は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに実施してください。

対象経費

補助金の対象となる経費は以下の通りです。

- ・会場費、設営費
- ・通信費、運搬費
- ・印刷費、広報費
- ・報償費、役務費
- ・消耗品費、備品費
- ・企画費
- ・その他区長が必要と認める経費

※注意※ 以下の経費は対象経費となりません。

- ・人件費
- ・飲食費、懇親会費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- ・領収書がない等使途が明確でない経費
- ・その他区長が適当と認めない経費

補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額で、上限は100,000円です。

※申請者多数の場合は、補助金を予算の範囲内で交付するため、申請額よりも低い交付額となる場合がございます

申請手続き

補助金の交付を申請するには、以下の書類を提出してください。

- ・長田区制80周年記念事業補助金申請書（様式第1号）
- ・事業計画書
- ・事業に係る収支予算書
- ・団体の概要がわかる書類
- ・その他区長が必要と認める書類

【提出先】

長田区総務部地域協働課活動支援係

Eメール nagata-katsudo@city.kobe.lg.jp

受付日時 土日祝日を除く8時45分～12時00分、13時00分～17時30分

実績報告

事業完了後、以下の書類を1か月以内に提出してください。

- ・補助事業等実績報告書（様式第8号）
- ・事業の実施状況がわかる書類
- ・補助事業等に係る収支決算書
- ・その他区長が必要と認める書類

問い合わせ先

長田区総務部地域協働課活動支援係

住所 | 〒653-8570 神戸市長田区北町3-4-3

電話 | 078-579-2311

Eメール | nagata-katsudo@city.kobe.lg.jp